第 号 議

分県教育委員会行 大分県教育委員 政 会 組織政 規 組 織規 則 の一部 改 Ē に 0 V 7

大 則  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る 規 則 を 次 0 ように 定 め

令 和 五年九 月二十 日 提 出

大 分県 教 育 委 員 会教 育 長 畄 本 天 津 男

大分県教 育委員 숲 行 政 組 織規則 の 一 部 を改 正 立する規 則

大分県教育委員会行 政組織 規 則 (昭 和三十九年大分県教育委員会規則第六号) の 一 部 を

ように改正する。

 $\mathcal{O}$ 

目 次 中 第四節節 職制(第十七条—第二十九新設特別支援学校開校準備 室の 組

織

第十

六条の二・

第十六条の三)

次

第二十九条)

を 第三 節 職 制 (第十七条—第二十九条) に改める。

所 第三条 に 改 め、 の見出 同 条中 し中 並 びに」を「及び」に改め、 教育事務所及び新設 特別支援学校開 「及び新設特別支援学校 校準備室」 を 開 「 及 び 校準 - 備室」 教 育事 を務

第五条第二十四 号中 新 設 特別支援学校開 校準 |備室] を削 る。

削

第八条第十号中 幼 児教 育 センター · 及び 新 設特 別 支援 学 校開校 準 - 備室」 を 及 び 幼 児 教

センター」に改める。

八 条 の二第十号を削る。

章 中第三節を削り、 第四 節 を 第三 節

とす

りる。

----条の二を削 る。

十四条第二項を削る。

に改 十八条中 らめる。 教育事務 所 並 び に 新 設 特 1別支援 校 開 校 準 備 室 を 並 び に 教 育 事 務

附

施 行 期 月)

大 分  $\mathcal{O}$ 県 規 教 則 育 は、 員 公 会 布 が  $\mathcal{O}$ 管 日 理 令令 す 和 公文 五. 年 書 + 月  $\mathcal{O}$ 公開 + 日 等 に カコ 関 5 す 施 、る規則 行 ける。  $\mathcal{O}$ 

る

部

改

正

規 大 則 分 第 県 四 教 号) 育 委  $\mathcal{O}$ 員 会 部 が を 管 次 理  $\mathcal{O}$ す ょ Ś うに 公文 改 書 正 0 する。 公開 等 に 関 す Ś 規 則 伞 成 十三年 大 /分県 教 育 委 員

2

委

1

兀 条 中 新 設 特 任 別 支援 学 校 開 校 準 度備 室 を 削 る。

大分県教育委 員 슾  $\mathcal{O}$ 命 に 係 る会計 年 任 用 職 員  $\mathcal{O}$ 管 理 に 関 す る 規 則 (T) 部

改

正

3 教育 大 分県教 委 員 会規 育委 則 第七 員 会 号)  $\mathcal{O}$ 任  $\mathcal{O}$ 命 に 部 係 を次 る会計  $\mathcal{O}$ ように 年 度 任 改正、 用職 す 員 る  $\mathcal{O}$ 管 理 に 関 す る 規則 (令和二年大分 県

第二 一条第一 項 及び 第三十 兀 条第二 一項の表  $\mathcal{O}$ 第二条 第 項 0 項 中 新 設 特 別 支援学 校 開

校 準 備 室 長」 を 別割る。

4

大分県教育 大 分県教 育 委員 :委員 会の 会の 任 任 . 命 命 に に 係 係 る る 臨 臨 時 時 的 的 任 任 用 用 職員 職 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 管 管 理 理 に に 関 関 す す る る 規 規 則 則 0 (令和二年 部 改 正 大分県 教

育 委 員 会規 則 第 八号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように改 正 する。

準 備 第 室 長」 条 第一 を 削 項 及び る。 第十七 条第二 項 0 表 0 第二条 第 項  $\mathcal{O}$ 項 中 新 設 特 別 支援学 校 開 校

### 提 案 理 由

校 開 県 校 77 準 中 備 - 央支援学校 室 を 廃 止 を設置 L た  $\mathcal{O}$ することに伴 で 提案する。 11 同 校 0 開 校 準 備 を 行 0 7 きた 新 設 特 別 支援

### ○大分県教育委員会行政組織規則 (昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号) 新旧対照表

(傍線 部分は改正 部分

第三条 教育庁は、六第三条 教育事務所 第五 第五 第四 第 第 目 附第 則三 章 第第次 二十五~三十 (略) 並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所 一~二十三 (略) 五条 教育改革・企画課におい (教育改革・企画課の分掌事務 条義 条 • 条の二~第七条の二 条 第三 第第 二一 ~九 (略) 条 義務教育課において義務教育課の分掌事務) (削る) 章章 一 節 節 第二条 一節 記 教育 教育庁 教育庁 総則 (第一条-略 章 教育機関及び附属機関 ( 職制 (第十七条—第1 節 教育庁 務 略 本務 庁所 0 の組織の第四を 組 及 ては、 第三 織 改 び 略 条 (第十三条—第十六条) 本庁の事務を分掌させるため設置す 7 次 正 (第三十条 は、  $\hat{O}$ + 第十二条 九条 事務をつかさどる。 案 次 0 事務を —第三十三条 つかさどる。 第五条教育 る教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室をもつて構成する第三条 教育庁は、本庁並びに本庁の事務を分掌させるため設置・(本庁、教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室) 第四 第一 第 第五条の二~第七条の二 目 一〜九 (略) (義務教育課の分掌事務) 二 十 四 附第 則三第 章四 第第次 二一 一~二十三 (略) 五条 教育改革・企画課にお の教育改革・企画課の分掌事 第 第 三 二 節 節 |十五~三十||(略)||校準備室並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。||校準備室並びに教育機関の事務の連絡調整に関すること。||十四||本庁の課、所及び室、教育事務所、新設特別支援学校開||〜二十三||(略) 条 · 条 第二 章章 第二条 飾 教育機関及び附属機関(第三十条—第三十三名 教育事務所の組織(第十三条—第十六条) 新設特別支援学校開校準備室の組織(第十一条) 新設特別支援学校開校準備室の組織(第十一条)総則(第一条—第三条) 略 章 教総 節 教育庁 略 の組 玥 織 略 い務 7 次 は、 0 事 務をつかさどる。 行 次  $\hat{O}$ 事 ,務をつかさどる。 第三十三条 (第十六条の二

	第十七条~第二十一条 (略)	第三節 職制	(削る)		(削る)	(削る)	第十三条~第十六条 (略)	第二節 教育事務所の組織	第九条~第十二条 (略)	(削る) 一〜九 (略) 第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。 (特別支援教育課の分掌事務)	を除く。)に関すること。との庶務(教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務と、特別支援教育課及び幼児教育センター
(室長)	第十七条~第二十一条 (略)	第四節 職制	四 大分市に新設する新設特別支援学校の開校準備に関すること。三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。二 文書の収受、発送及び保存に関すること。一 公印の管守に関すること。	教育庁新設特別支援学校開校準備室 大分市 位 置	のとおりとする。	第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織	第十三条~第十六条 (略)	第二節 教育事務所の組織	第九条~第十二条 (略)	十 新設特別支援学校開校準備室に関すること。	を除く。)に関すること。を除く。)に関すること。を除る。)に関すること。を務系事務を準備室の庶務(教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を、幼児教育センター及び新設特別支援学校開

第二十九条~第三十三条 (略)	第二十八条(本庁の課、所及び室並びに教育事務所(職員数)	第二十五条~第二十七条 (略)	(削る) (削る) (参事等)	第二十二条〜第二十三条の二(略)	(削る)
第二十九条~第三十三条 (略)	学校開校準備室の職員数は、教育長が定める。第二十八条 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに新設特別支援(職員数)	第二十五条~第二十七条 (略)	を受け、室の事務を処理することとする。準備室に室長補佐、主幹及び主査を置き、その職務は、上司の命第二十四条(略)(参事等)	第二十二条~第二十三条の二 (略)	務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 室長は、教育長の命を受け、新設特別支援学校開校準備室の事第二十一条の二 新設特別支援学校開校準備室に室長を置く。

### ○大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)新旧対照表

第一号様式~第十二号様式 (略)	第一号様式~第十二号様式 (略)
第五条~第十二条 (略)	第五条~第十二条 (略)
本庁各課において処理するものとする。  公文書に係るものを含む。)に関する事務については、当分の間、公文書に係るものを含む。)に関する事務については、当分の間、務所、新設特別支援学校開校準備室及び教育機関が管理している第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等(教育事(公文書公開事務の処理)	本庁各課において処理するものとする。  公文書に係るものを含む。)に関する事務については、当分の間、  然所 及び教育機関が管理している  第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等(教育事
第一条〜第三条の二(略)	第一条〜第三条の二(略)
現行(作糸音グドは五音グ)	改正案
(旁泉部分は쌏圧部分)	

## ○大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)新旧対照表

(略)       (を)       (を) <td< th=""><th>する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。 する。</th><th>2 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (を計せ、 2 (を対し、 2 (</th><th>第一条 (略) 改 正 案 第一条 (略)</th></td<>	する。	2 (略) 3 (略) 4 (を計せ、 2 (を対し、 2 (	第一条 (略) 改 正 案 第一条 (略)
	句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げ費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に四条 (略) (報)の適用の特例) (	2 (略) 3 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	(略) 現 行 (格語之)(日] (A)

# (傍線部分は改正部分)○大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)新旧対照表

	改正案			現行	作総音グに己コ音ん
第一条(略)			第一条 (略)		
2 (略) 第二条 所属長 ( が業務内容を明1 の任用職員を配 がよりない。 がよりない。 がより、は、常時勤	(略) 「のでは、大学のとは、では、では、では、では、、では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	なければならない。配置の期間、人員及に場合において、臨時恩の長をいう。以下同民、各教育事務所長人、名教育事務所長人、	2 (略) 第二条 所属長 (配置) は、常時期支援学校 が業務内容を明め任用職員を配め任用職員を配めに、常時期	2 (略) 教育人事課長に協議しなければならない。 び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。 的任用職員を配置する必要が生じたときは、配置の期間、人員及的任用職員を配置する必要が生じたときに、配置の表を要する職に欠員を生じた場合において、臨時で、 は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時が設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同第二条 所属長(本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、信配置)	なければならない。配置の期間、人員及た場合において、臨時関の長をいう。以下同関の長をいう。以下同
第三条~第十六条	(略)		第三条~第十六条	(略)	
2 県費負担教職員等の適等十七条 (略) (県費負担教職員である	、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる)負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲(略)	に読み替えるものとすいる次の表の上欄に掲げる	2 県費負担教職 (県費負担教職	る。	に読み替えるものとす中同表の中欄に掲げる保る次の表の上欄に掲
第二条第一項	関の長をいう。以下同じ。)務所長    並びに教育機務所長    がでに教育事所長及び室長、各教育事所属長(本庁の各課長、	市町村教育委員会	第二条第一項	関の長をいう。以下同じ。)開校準備室長並びに教育機務所長、新設特別支援学校務所長、新設特別支援学校所長及び室長、各教育事所属長(本庁の各課長、	市町村教育委員会
	教育人事課長	県教育委員会		教育人事課長	県教育委員会
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)			3 (略)		
第十八条 (略)			第十八条 (略)		
別表第一・別表第二	二(略)		別表第一・別表第二	二(略)	
第一号様式~第十	一号様式 (略)		第一号様式~第十	~第十一号様式 (略)	

### 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

### 1 改正を行う規則

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則(昭和39年大分県教育委員会規則第6号)
- (2) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成13年大分県教育委員会規則第4号)
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和2年大分県教育委員会規則第7号)
- (4) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和2年大分県教育委員会規則第8号)
  - ※ (2)から(4)までの規則は、大分県教育委員会行政組織規則が改正されることに伴い、改 正の必要が生じたもの

### 2 改正理由

令和5年10月10日付けで大分県立中央支援学校を設置することに伴い、同校の開校準備を行ってきた「新設特別支援学校開校準備室」を廃止するもの。

なお、大分県立中央支援学校の新設に係る「大分県立学校の設置に関する条例」の一部改 正議案は、令和5年県議会第3回定例会に上程中。

### 3 主な改正内容

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正 「新設特別支援学校開校準備室」を廃止(目次、第3条、第5条、第8条、第8条の2、 第16条の2、第16条の3、第21条の2、第24条、第28条関係)
- (2) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正 「新設特別支援学校開校準備室」を削る。(第4条関係)
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正 「新設特別支援学校開校準備室長」を削る。(第2条、第34条関係)
- (4) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正 「新設特別支援学校開校準備室長」を削る。(第2条、第17条関係)

### 4 施行期日

公布の日(令和5年10月10日)